みなし小売電気事業者部門別収支計算規則事業者設定基準届出書

工経料発7第2号令和7年7月17日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号東京電力エナジーパートナー株式会社代表取締役社長 長﨑 桃子

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定により,別 表に掲げるみなし小売電気事業者部門別収支計算規則の基準について,別紙 のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

みなし小売電気事業者 部門別収支計算規則	基準設定内容
別表第1 3 (2)	別表第1 3(2)に規定する基準に代わるものとして設定した基準
別表第1 4	別表第1 4に規定する基準に代わるものとして設定した基準
別表第1 5 (3)	別表第2(販売費)に規定する基準に代わるものとして設定した基準
別表第1 5 (4)	別表第1 5 (4) に規定する基準に代わるものとして設定した基準
別表第1 5 (5)	送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基 準
別表第1 7	別表第1 7に規定する基準に代わるものとして設定した基準

別表第1 3 (2) に規定する基準に代わるものとして設定した基準 「別表第1 3 (2) 関係

- 1. 別表第1 3 (2) 規定する基準
 - (2) 次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電気事業雑収益 料金収入比

営業費用

電気事業営業費用

廃炉等負担金 料金収入比

接続供給託送料(インバランスに係る費用(事業者が一般送配電事業を営む他の者又は 配電事業を営む他の者に対して供給した電気の量と当該事業者の小売供給を行う事業の 用に供するための電気の量に相当する電気の量との30分を単位とした差について、当 該他の者が接続供給において行う当該事業者に対する電気の供給に係る料金として当該 事業者が負担する費用であって、当該事業者に係る指定旧供給区域外における小売供給 に係るものを除く。)に限る。) 発受電等量比

事業税 料金収入比

開発費 料金収入比

開発費償却 料金収入比

電力費振替勘定(貸方) 料金収入比

営業外収益

財務収益 料金収入比

2. 設定した基準

電気事業雑収益のうち、再エネ特措法交付金に含まれるインバランスリスク料相当額(過年度精 算分を含む)については、上記基準によらず、発受電等量比により特定需要部門および一般需要部 門に配分することにより整理するものとする。

また、電気事業雑収益のうち、再エネ特措法交付金に係る事業税相当額(過年度精算分を含む) については、上記基準によらず、特定需要・一般需要外部門に整理するものとする。

また、電気事業雑収益のうち、電気・ガス料金負担軽減支援事業等の収入補填に係る補助金については、上記基準によらず、特定需要に係るものは特定需要部門に、一般需要に係るものは一般需要部門に整理するものとする。

また,事業税のうち,再エネ特措法交付金に係るもの(過年度精算分を含む)については,上記基準によらず,特定需要・一般需要外部門に整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

再エネ特措法交付金について、新会計基準の適用に伴い財務会計上の扱いが 2021 年度より変更 となったが、2020 年度までと連続的な整理を行うため、上記基準によることとした。

電気事業雑収益のうち、電気・ガス料金負担軽減支援事業等の収入補填に係る補助金について、 特定需要および一般需要に紐づく収益が特定可能であり、より適切な整理を行うため、上記基準に よることとした。

別表第1 4に規定する基準に代わるものとして設定した基準 [別表第1 4関係]

1. 別表第1 4に規定する基準

4.2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を 控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要 部門の欄に整理すること。

2. 設定した基準

接続供給託送料に係る額から、別表第1 3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、近接性評価割引については、発受電等量比により、揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち揚水ロスに係る費用については、別表第1 5. までの規定により特定需要部門及び一般需要部門に整理された電気事業費用(接続供給託送料を除く。)の合計額のうちに、特定需要部門及び一般需要部門ごとの電気事業費用(接続供給託送料を除く。)の額の占める割合により配分することにより整理する。

接続供給託送料に係る額から、別表第1 3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、新電力の小売需要に係る接続供給託送料相当額については、特定需要・一般需要外部門に整理する。

また,他社販売電力料のうち,新電力の小売需要に係る接続供給託送料相当額については,特定需要・一般需要外部門に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

接続供給託送料のうち,近接性評価割引及び揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち揚水ロスに係る費用について特定需要部門および一般需要部門に係るものを特定することが困難であるため,適切な整理を行うための客観的かつ合理的な基準として,上記基準によることとした。

他社販売電力料のうち、新電力の小売需要に係る接続供給託送料相当額は、財務会計上、他社販売電力料-他社販売送電料として整理しているが、他社販売送電料は特定需要・一般需要外部門に整理することが適当であるため上記基準によることとした。

また、接続供給託送料に係る額から、別表第1 3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、新電力の小売需要に係る接続供給託送料相当額は、合理的な整理を行うため、上記基準によることとした。

別表第2 (販売費) に規定する基準に代わるものとして設定した基準 [別表第1 5 (3) 関係]

1. 別表第1 5 (3) に規定する基準

- (3) 販売費((2)により整理されたものを含む。以下この(3)において同じ。)を,次の方法により,給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。),調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に配分することにより整理すること。
 - ① 販売費を、営業費用項目ごとに、発生の主な原因に応じて、可能な限り給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に直課すること。
 - ② ①の整理により難い費用を営業費用項目ごとに、別表第2に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

別表第2

	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物床面積比(建物につい	_
	ては、自己所有物件及び賃借物	
	件とする。)	
賃借料	業務用建物床面積比(建物につい	_
	ては,賃借物件に限る。)	
委託費	_	業務用建物床面積比(建物につい
		ては,自己所有物件及び賃借物
		件とする。)
固定資産税	業務用建物床面積比(建物につい	_
	ては、自己所有物件に限る。)	
減価償却費	業務用建物床面積比(建物につい	_
	ては、自己所有物件に限る。)	
固定資産除却費	同上	_

2. 設定した基準

(1)活動帰属基準

	配 分 基 準
修繕費	直課された人員数比
賃借料	直課された人員数比
固定資産税	直課された人員数比
減価償却費	直課された人員数比
固定資産除却費	直課された人員数比

(2) 配賦基準

	配	分	基	準
委託費	直課された人員数比			

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、別表第2に定める基準である自己所有物件に係る床面積比の算出が困難であることに加え、人員数の多寡と相関があると考えられることから、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、上記に掲げる活動帰属基準及び配賦基準を設定することとした。

別表第1 5 (4) に規定する基準に代わるものとして設定した基準 [別表第1 5 (4) 関係]

1. 別表第1 5 (4) に規定する基準

2. により整理された水力発電費,火力発電費,新エネルギー等発電等費,原子力発電費及び販売費((1)から(3)までにより整理された水力発電費,火力発電費,新エネルギー等発電等費,原子力発電費,給電費用,販売需要家費用及び一般販売費用を含む。)を合計したもの(以下「送配電非関連費用」という。)を整理すること。

この際,他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み,原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。), 非化石証書購入費及び他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)を, 水力発電費,火力発電費,新エネルギー等発電等費及び原子力発電費に,発電原動力の種別及び発 生の主な原因を勘案して,配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み,原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。)には、別表第1 2の規定により他社購入電力料に整理した,電源線に係る費用(財務会計値においては,販売費ー諸費に整理)を含めるものとする。

また,他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)のうち,一般送配電事業者から収受するインバランスリスク料相当額については,上記基準によらず,発受電等量比により特定需要部門および一般需要部門に直接整理するものとする。

また, 非化石証書購入費については, 上記基準によらず, 送配電非関連費用に直接整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

電源線に係る費用の支払い契約は独立したものとなっており、財務会計上販売費ー諸費に整理しているが、本来的には発電事業者との電力取引契約に内包され他社購入電源費に整理されることが適当であるため、上記基準によることとした。

また,一般送配電事業者を経由して収受するインバランスリスク料相当額は,財務会計値では他 社販売電源料となるが,本質的には再エネ特措法交付金に含まれるインバランスリスク料相当額と 同様であり,発受電等量比により特定需要部門および一般需要部門に整理することが適当であるこ とから,上記基準によることとした。

また、非化石証書購入費については、費用の性質を勘案したより適切な整理を行うため、上記の 基準を設定した。

送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準 [別表第1 5 (5) 関係]

1. 別表第1 5 (5) に規定する基準

(5) (4)により整理された送配電非関連費用(販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5)において同じ。)を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第4項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のものに当たり、小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号。)第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用(以下この(5)及び(6)において「送配電非関連固定費用」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用((8)において「送配電非関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。ただし、これにより難いときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費(原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。),賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

(送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用への配分基準)

	配 分 基 準
給料手当 (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
給料手当振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
雑給(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。

	配分基準		
消耗品費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。		
修繕費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。		
委託費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。		
養成費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。		
諸費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。		
他社購入電源費(特定抑制依頼に	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電		
係る費用を含み,原子力廃止関連	力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整		
仮勘定償却費を除く。)	理。		
建設分担関連費振替額(貸方)	·光丽霉北明诸田学弗田/z 戴珊		
(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。		
附带事業営業費用分担関連費振替	送配電非関連固定費用に整理。		
額(貸方)(環境対策費を除く。)			
他社販売電源料(原子力廃止関連	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用,電		
仮勘定償却費に相当する収益を除	力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整		
< ∘)	理。		
電気事業財務費用	, 注册電北周津田字典田/z 敷畑		
(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。		
電気事業財務費用	送配電非関連可変費用に整理。		
(環境対策費に限る。)			

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、別表1 5 (5)の規定により、送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設定基準により配分する必要がある。当該営業費用等項目の内容に応じて整理するための基準として明確にするため、上記基準を設定した。

別表第1 7に規定する基準に代わるものとして設定した基準 [別表第1 7関係]

1. 別表第1 7に規定する基準

7. 法人税等(法人税,地方法人税,法人税割及び法人税等調整額に限る。)を,6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を,6. により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

法人税等のうち、法人税率の変更による繰延税金資産の減少に係る法人税等調整額については、特定需要・一般需要外部門の欄に整理し、それ以外の法人税等については、6. により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益の占める割合により行うものとする。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を6. により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分するものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

法人税率の変更による繰延税金資産の減少に係る法人税等調整額は、経常的には発生しないため、特別利益又は損失の配分にかかる別表第1 3 (1) の基準と同様に特定需要・一般需要外部門の欄に整理すべきものと考えられるが、別表第1 8の基準に基づき配分すると、各部門に整理されることとなるため、法人税等における法人税等調整額の内容を踏まえた、より適切な整理を行うため、上記基準によることとした。